

各種計画掲載一覧

1 いじめ防止基本方針P 1
2 学校安全計画P 6
3 年間生活指導計画P 7
4 学校保健計画P 8
5 進路指導に関わる年間指導計画P 9
6 道徳教育全体計画P10
7 食に関する指導の全体計画P11
給食目標P12

1 いじめ防止基本方針（R8版）

1 いじめ防止基本方針

いじめは、からかいや集団での無視、嫌がらせなどのほか、暴力行為やインターネットを通じて行われるいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけにして不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしたりするなど深く傷付き、悩みが深刻な状況の児童生徒もいる。いじめの問題への対応は、学校として非常に大きな課題である。

いじめに対しては、本校のどの児童生徒にも起こり得ると考え、すべての児童生徒に対して「いじめは絶対に許さない」という共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条より）

3 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組む必要がある。また、いじめが認知された場合は「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには、様々な特質があるが、以下の①～⑧の基本認識をもち、いじめの防止に当たるものとする。

【いじめの基本認識】

- ①いじめは、どの児童生徒にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 いじめ防止のための組織

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教頭、事務長、部主事、教務主任、生徒指導主事、生活指導主任、教育支援部主任、カウンセラー、養護教諭、関係学級担任、外部委員（学校評議員等）その他必要に応じて関係機関（医師、警察等）

(2) 役割

- ①いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の役割
- ②いじめの相談・通報の窓口の役割
- ③いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめに組織的に対応するための中核としての役割

5 学校の取組

<いじめの未然防止>

- コミュニケーション能力を育む教育の充実を図るとともに、学校における教育活動全般を通して、道徳教育を充実させ、規範意識を高め、集団での望ましい人間関係づくりを図る。
- 教師一人一人が、分かりやすい授業を心掛け、学習に対する達成感・成就感を育て、自尊感情を育むことができるようにする。
- 児童生徒の心に寄り添った指導を実践する。
- いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
- 定期的・必要に応じたアンケートを実施し、児童生徒の悩みなどを把握する。
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用して、いじめ防止や生命尊重等の道徳性の育成をねらいとした取組を行う。
- ホームページへの掲載、その他の方法により公開し、保護者・地域住民が「いじめ防止基本方針」を容易に確認できるようにして一層の連携を図る。

<いじめの早期発見>

- 「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さなサインを見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
- 定期的・必要に応じたアンケートを実施し、児童生徒の実態などを把握する。
- 定期的な面談以外に、日頃から児童生徒、保護者から相談しやすい学校の雰囲気を作る。
- 連絡帳等を介して保護者からの情報を収集したり、PTAや児童生徒が利用している福祉サービス事業所等と組織的に連携・協働したりして情報を収集する。

<いじめに対する措置>

- いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせる。また、特定の教職員で問題を抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。
- 正確且つ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者等と情報を共有する。
- いじめを受けた児童生徒には、学校全体で心配や不安を取り除き、安心して教育を受けられるように支援する。
- いじめを行った児童生徒には、いじめは決して許されないという毅然とした態度で、他人の心の痛みや苦しみを知ることができるよう指導する。
- いじめを受けた児童生徒の保護者と、いじめを行った児童生徒の保護者に事実関係を丁寧に報告して、解決のために保護者と連携して対応する。
- いじめを行った児童生徒に対しては、二度と同じことをしないように、特別指導などを通して徹底した指導を行う。
- いじめが解消したと見られても、被害児童生徒及び加害児童生徒については日常的に注意深く観察し、折りに触れ必要な指導を行う。
- （ネット上のいじめへの対応）ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。また、必要に応じて、警察や法務局等と適切な連携を図る。

6 保護者の取組

<いじめの未然防止>

- 子どもにとって、自分の居場所があり、安心して暮らせる家庭環境を作る。
- 学校での出来事を聞いたり友人関係を確認したりして、日頃からのコミュニケーションを大切にす。
- 友達や身近な人を大切にす気持ちを育てる。
- 携帯電話やインターネットを使うときのルール作りを行う。

<いじめの早期発見>

- 日頃から、子どもとのコミュニケーションをとるようにする。
- 子どもの様子を観察し、異変に気付くようにする。
- 悩みなど、何でも相談できるような雰囲気の日頃から作っておく。

<いじめに対する措置>

- 子どもの気持ちを大切にし、しっかりと子どもの話に耳を傾ける。
- 保護者が抱え込まず、学校や相談機関に相談する。
- いじめの問題解決に向けた学校の方針や処置について、意見交換を行う。

7 児童生徒の取組

<いじめの未然防止>

- 自主的且つ意欲的に参加できる児童生徒会活動を行う。
- 自分の気持ちだけを優先せず、仲間の立場や気持ちを考えた行動をする。
- いじめ根絶月間を設定し、いじめについて考える。

<いじめの早期発見>

- 心配なことがあるときには、家族や先生に相談する。
- 日頃からコミュニケーションをとり、相談しやすい環境を作る。
- 友達がいじめられているところを見たり、聞いたりしたら家族や先生に知らせる。

<いじめに対する措置>

- はやし立てたり、おもしろがったりしない。
- 見て見ぬふりをしない。
- 友達の気持ちに寄り添い、親身になって接する。
- 勇気をもって、家族や先生に知らせる。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、次に掲げる①②③の場合をいう。

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

- ①いじめ対策委員会の召集。
- ②教育委員会への報告。
- ③必要に応じて警察等関係機関への通報。
- ④適切な方法により事実関係を明確にするための調査。
- ⑤児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報の提供。

9 公表 点検 評価

- (1) 児童生徒、保護者、関係機関等へ「いじめ防止基本方針」を説明したり、ホームページに公開したりする。
- (2) 学校評価において、いじめへの取組を保護者、児童生徒、所属職員で評価する。
- (3) 年間の取組について、学校評議員会において報告し、意見を求める。

長崎県立鶴南特別支援学校 いじめ防止基本方針に基づく年間計画 (R8)

4月	・「長崎県立鶴南特別支援学校 いじめ防止基本方針」 職員への説明など 生活部
5月	・(高) 生徒総会 生徒会による「いじめ根絶宣言」 生活部 ・(高) いじめ根絶月間 ・「学校生活アンケート」の実施 教育支援部
6月	・「長崎県立鶴南特別支援学校 学校いじめ防止基本方針」 学校評議委員会で内容の説明
7月	・長崎っ子の心を見つめる教育週間 小主事 「GIGA ワークブックながさき」を活用した情報モラル教育 ・(小) いじめ根絶月間
8月	
9月	・「生活指導アンケート」の実施 生活部 (いじめについてのアンケート、通信メディアに関するアンケート)
10月	
11月	・(中) 人権集会 ・(中) いじめ根絶月間
12月	・「学校生活アンケート」の実施 教育支援部
1月	・いじめ対策委員会 生活部
2月	・学校評議委員会でアンケートの集計結果報告など
3月	・「長崎県立鶴南特別支援学校 いじめ防止基本方針」 来年度へ向けての検討など 生活部
通年	・(高) 毎週月・水・金曜日 生徒会「あいさつ運動」の実施 生活部 ・(中) 毎週水曜日 生徒会「あいさつ運動」の実施 生活部 ・(高) 「おしゃべりルーム」の開設 教育支援部

2 学校安全計画

月	主な学校行事	学期の重点項目	安全管理		安全教育 (安全学習・安全指導)	学校安全に関する組織活動
			対人管理	対物管理		
4	始業式 入学式 歓迎遠足	4～8月 ・交通ルールを守って安全に歩こう ・水の事故を防止しよう ・安全に避難しよう ・夏休みを安全に過ごそう ・安全に気を付けて校外学習に行こう	・通学方法・経路の把握、確認 ・防災組織、校舎管理分担表の確認 ・避難経路の確認 ・捜索用個人票作成 ・緊急時の校内体制の確認 ・ヒヤリハットの報告	・安全点検 ・通学路の確認 ・緊急時対応マニュアル ・防災備品及び備蓄品点検 ・放送点検	・徒歩通学、バス通学生の登下校指導 ・歓迎遠足の事前・当日の指導 ・火災時における避難の仕方の指導 ・交通安全教室(小)	・行方不明事故発生時対応マニュアル説明 ・児童生徒捜索訓練 ・危機管理マニュアル説明 ・火災避難訓練 ・シェイクアウト訓練 ・安全衛生委員会①
5	運動会(小・中) 体育祭(高)		・ヒヤリハットの報告	・安全点検	・運動会練習や当日の安全指導 ・情報モラル指導	・安全衛生委員会②
6	授業参観(小・中) 宿泊学習(中2) 水泳学習(小) 現場実習(高2・3)		・ヒヤリハットの報告 ・心肺蘇生法(AED)	・安全点検	・情報モラル指導 ・宿泊学習、水泳学習、現場実習における安全指導	・救命救急講習 ・安全衛生委員会③
7 ・ 8	終業式 授業参観(高) 水泳学習(小・中) 学校公開		・ヒヤリハットの報告	・安全点検 ・備品整理 ・放送点検	・水泳学習における安全指導 ・夏休みの過ごし方についての指導	・学校保健委員会① ・安全衛生委員会④⑤ ・不審者対応研修or防災研修(隔年開催) ・学校環境整備
9	始業式 修学旅行(中3・高3) 授業参観(高)	9～12月 ・学校行事を安全に成功させよう ・安全に避難しよう ・冬休みを安全に過ごそう ・安全に気を付けて修学旅行に行こう ・安全に気を付けて校外学習に行こう	・修学旅行、宿泊学習時の児童生徒捜索手順の確認 ・ヒヤリハットの報告	・安全点検	・修学旅行における安全指導	・安全衛生委員会⑥ ・備蓄品検討委員会(3年に1度開催)
10	修学旅行(小6・中3) 宿泊学習(高2) 現場実習(高3)		・ヒヤリハットの報告 ・修学旅行、宿泊学習時の児童生徒捜索手順の確認	・安全点検	・修学旅行、宿泊学習における安全指導 ・現場実習における安全指導	・安全衛生委員会⑦
11	鶴南まつり		・ヒヤリハットの報告 ・心肺蘇生法(AED) ・防災組織、校舎管理分担表の確認 ・避難経路の確認	・安全点検	・地震時における避難の仕方の指導 ・R&W大会練習の安全指導	・地震避難訓練 ・安全衛生委員会⑧
12	R&W大会 宿泊学習(小5) 終業式		・ヒヤリハットの報告	・安全点検	・R&W大会練習時や当日の安全指導 ・冬休みの過ごし方についての指導 ・調理実習時の安全指導 ・宿泊学習における安全指導	・安全衛生委員会⑨
1	始業式 授業参観(小) 現場実習(高1・2)	1～3月 ・春休みを安全に過ごそう ・安全に気を付けて校外学習に行こう	・ヒヤリハットの報告	・安全点検	・調理実習時の安全指導 ・現場実習における安全指導	・安全衛生委員会⑩ ・いじめ対策委員会
2	授業参観(中)		・ヒヤリハットの報告	・安全点検 ・廃棄物処理	・調理実習時の安全指導 ・現場実習における安全指導	・安全衛生委員会③ ・学校保健委員会⑪
3	卒業式 修了式・離任式		・次年度の学校安全計画の作成 ・ヒヤリハットの報告	・安全点検	・春休みの過ごし方についての指導	・安全衛生委員会⑫

適宜：校外学習時の安全指導を実施

3 年間生活指導計画

小学部

目 標	指 導 内 容
あいさつをしよう	・「おはようございます」「さようなら」等の挨拶をするように促す。
友達となかよくしよう	・遊具は、順番を守り、交代で使用するように促す。 ・危ない遊びはしないように気を付けさせる。 ・使用した遊具は片付けることを習慣付ける。
規則正しい生活をしよう	・早寝、早起きを呼び掛ける。 ・飲み過ぎ、食べ過ぎをしないよう注意する。 ・交通ルールを守るように呼び掛ける。
学校のルールを守ろう	・トイレでは便器を汚さない、使用後は水を流す、スリッパを整えるように指導する。 ・廊下は走らず歩くように指導する。
身だしなみをきれいに(きちんと)しよう	・シャツの裾や襟元などをきちんと入れるように指導する。 ・靴のかかとを踏まないように指導する。
身の回りをきれいにしよう	・教室の整理整頓、机や棚の整理を指導する。

中学部

目 標	指 導 内 容
あいさつをしよう	・「おはようございます」「さようなら」等の挨拶をするように促す。
きれいにそじをしよう	・掃除用具の使い方、掃除の仕方を指導する。
トイレをきれいに使おう	・便器を汚さない、使用後は水を流す、スリッパを整えるなどを指導する。
夏休みを元気に過ごそう	・早寝、早起きを呼び掛ける。 ・飲み過ぎ、食べ過ぎをしないよう注意する。 ・交通ルールを守るように呼び掛ける。
言葉遣いをきちんとしよう	・校外学習や行事などに向けて、正しい言葉遣いをするように促す。
身だしなみを整えよう	・シャツの裾や襟元などの身だしなみを整える習慣を身に付けさせる。
手洗い、うがいをしよう	・手洗い、うがいを習慣付ける。
身の回りをきれいにしよう	・教室の整理整頓、机や棚の整理を指導する。
決まりやルール・マナーを守ろう	・集団での過ごし方、友達とのよりよい過ごし方などを指導する。 ・公共施設、公共交通機関でのマナーを指導する。

高等部

目 標	指 導 内 容
あいさつをする	・「おはようございます」「さようなら」等の挨拶をするように促す。
トイレをきれいに使う	・便器を汚さない、使用後は水を流す、スリッパを整えるなどを指導する。
決まりやルールを守る	・集団での過ごし方、友達とのよりよい過ごし方などを指導する。
身だしなみを整える	・きちんとした服装や身だしなみを身に付けさせる。
身の回りの整理整頓や掃除をする	・机や棚の整理、衣服の畳み方を指導する。 ・ほうき等の使い方、雑巾の洗い方、絞り方、雑巾掛けの仕方を指導する。
夏休みに規則正しい生活をする	・早寝、早起きを呼び掛ける。 ・暴飲、暴食を注意させる。 ・交通ルールを守り、事故がないように呼び掛ける。 ・出掛けるときには、家の人に行き先を伝え、遅くならないように指導する。
言葉遣いに気を付ける	・あいさつ、返事など、場に応じた言葉遣いを指導する。
生活習慣を見直す	・積極的に運動に取り組む等、生活習慣の見直しをさせる。
交通機関、公共施設のマナーを知る	・公共施設、公共交通機関でのマナーを指導する。

※学校生活全般を通して指導する。

4 学校保健計画

	保健目標	保健行事	保健管理	保健教育	環境衛生	備考
4	自分の体を知ろう	体位測定 視力・聴力検査 内科検診①② 心電図検査① 胸部レントゲン(高) 尿検査(一次)	救急体制の確認 薬品の管理 保健調査・健康観察 健康診断の事前事後指導	保健室の役割と利用法 定期健康診断の意義と受け方 フッ素洗口の手順 ハンカチ、ちり紙携帯 保健日より	薬品管理 机、いすの調整 水質検査	新・転入生教育相談 時の保護者面談 (保健調査補足)
5	丈夫な体をつくろう	体重測定 心電図検査② 耳鼻科検診①② 歯科検診① 尿検査(二次)	健康診断の事前事後指導 フッ素洗口(小中)	身体の清潔 保健日より 保健集会(丈夫な体、薬)	環境整備 水質検査	職員検診(X線) 職員HBs検査 HBsワクチン接種① 高:体育祭 小・中運動会
6	心身の健康に目を向けよう	体重測定 眼科検診	健康診断事後措置 宿泊学習前健康調査及び宿泊中の健康管理 フッ素洗口(小中)	水泳前の健康チェック 梅雨時の健康 保健日より	定期環境衛生検査① (保健室薬品、照度、教室の空気、気流、給食設備衛生検査) 水質検査 簡易プール水質検査	長崎っ子の心を見つめる教育週間 水泳指導 高総体 現場実習(高2、高3) 宿泊学習(中2) HBsワクチン接種②
7・8	夏を健康に過ごそう	体重測定 精神科校医相談① 心肺蘇生法研修会	定期健診事後措置 フッ素洗口(小中)	夏休みの過ごし方 保健日より 薬物乱用防止教室(高)	ダニ・アルゲン検査 貯水槽清掃 水質検査	職員検診 (身長・体重・胃・採血等)
9	規則正しい生活をしよう	身体測定	夏休み中の健康調査回収 疾病治療状況調査 宿泊学習・修学旅行前の健康調査及び宿泊中の健康管理 フッ素洗口(小中)	応急処置の方法 生活リズム 保健日より	水質検査	修学旅行(中3、高3) 救急の日
10	目を大切にしよう	体重測定	宿泊学習・修学旅行前の健康調査及び宿泊中の健康管理 定期健康診断記録配付① フッ素洗口(小中)	目の健康 姿勢と体 保健日より 保健集会(目の健康)	定期環境衛生検査② (照度、給食設備衛生検査) 水質検査	眼の愛護デー 修学旅行(小6) 宿泊学習(高2) 現場実習(高3) 校内実習(高1)
11	歯を大切にしよう	体重測定 精神科校医相談② 歯科検診②	温度湿度の管理 フッ素洗口(小中)	歯の健康 保健日より 保健集会(歯を大切にしよう)	水質検査	いい歯の日 鶴南まつり HBsワクチン接種③
12	寒さに負けない体をつくろう	体重測定 ラン&ウォーク大会前 健康診断(中、高)	インフルエンザ・かぜの罹患状況把握 宿泊学習・修学旅行前の健康調査及び宿泊中の健康管理 温度湿度の管理 フッ素洗口(小中)	うがい・手洗い 冬休みの過ごし方 保健日より 衣服の調節	定期環境衛生検査② (教室の気流) 水質検査 換気、暖房と温度の管理	ラン&ウォーク大会(中、高) 宿泊学習(小5) HBs抗体検査 生徒募集説明会 宿泊学習(小5)
1	手洗いうがいをしよう	体重測定 記録会前健康診断(小)	インフルエンザ・かぜの予防 インフルエンザ・かぜの罹患状況把握 冬休みの健康調査回収 温度湿度の管理 フッ素洗口(小中)	部屋の換気 うがい・手洗い 保健日より	換気、暖房と温度の管理 水質検査	現場実習(高1、高2) 記録会(小)
2	窓を開けて空気の入れ替えをしよう	体重測定 学校保健委員会	年間保健活動の反省 温度湿度の管理 インフルエンザ・かぜの罹患状況把握 フッ素洗口(小中)	部屋の換気 うがい・手洗い 保健日より	定期環境衛生検査③ (教室空気、給食設備衛生検査) 水質検査	小中入学説明会 入学者選考検査(高)
3	一年間の健康生活を振り返ろう	体重測定 視力・聴力検査(小中)	薬品の管理 フッ素洗口(小中) 定期健康診断結果配付②	耳の健康 一年間の健康生活の振り返り 春休みの過ごし方 保健日より	保健室整備 水質検査	耳の日 高合格者説明会

5 進路指導に関わる年間指導計画

	小学部	中学部	高等部1年	高等部2年	高等部3年	備考
4	進路希望調査	進路希望調査	進路希望調査	進路希望調査	進路希望調査	事業所・企業訪問
5	居住地校交流	居住地校交流 中高一貫教育作業体験等(中3)				
6	異学年交流	高等部見学(中1) 高等部実習報告会参加(中2・3)		現場実習(2週間)	現場実習(2週間)	
7					求職登録 キャリア検定(清掃)	同窓会
8						進路指導委員会
9		進路希望調査(中3) 高等部体験(中3)	就労アドバンスセミナー	就労アドバンスセミナー	就職面接会 就労アドバンスセミナー	
10		進路学習会 高等部実習報告会参加(中3)	校内実習(2週間) 職場・事業所見学		現場実習(3週間)	
11		職場体験(中2)			ケース会議	
12		職場体験報告会(中2) 中3進路決定	キャリア検定(事務)	キャリア検定(事務)	特別実習 キャリア検定(事務)	
1	進路学習会	中3高等部願書提出	現場実習(2週間)	現場実習(2週間)	特別実習	
2	中学部体験(小6)	中3高等部入学選考 高等部実習報告会参加(中1)			同窓会入会式	進路指導委員会
3			キャリア検定(清掃)	キャリア検定(清掃)		

※中学部、高等部の進路相談は、年間を通して随時実施する。

6 道徳教育全体計画

【関係法令等】
 日本国憲法 教育基本法 学校教育法
 教育関係諸法規 学習指導要領 長崎県教育方針
 長崎県人権教育基本方針 長崎県教育振興基本計画

【本県で重点化が求められる内容】

- 生命あるすべてのものをかけがえないものとして尊重し、大切にすること。
- 父母や祖父母を敬愛し、命のつながりや家族の絆を大切にすること。
- あいさつや言葉遣いなど礼儀の大切さを知り、真心と思いやりの心をもって人と接すること。
- 家庭や地域の一員として、積極的に関わろうとする。
- 誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。
- 勤労や奉仕の喜びを知り、集団や社会に貢献しようとする。
- 善悪を判断し、進んでよい行いをする。
- 友だちと仲よく助け合う。
- 高い理想を求め、希望や志をもって生きようとする。
- 約束や決まりを守り、社会におけるマナーやモラルなどの社会規範を大切にすること。
- 自分の意思で責任をもって行動すること。
- 基本的な生活習慣を身に付け、素直に伸び伸びと生活すること。

【校訓】
 元気に・たゆまず・美しく

【教育目標】
 児童生徒が、個性を大切にしながら明るく元気に生活するとともに、自分の思いや考えを基に楽しく学び、身に付けた資質・能力を発揮して周りの人や地域、社会と豊かに関わりながら、自分の目標に向かって努力し、優しく美しい心情で自他を尊重する態度を高め、卒業後の自立と社会参加を図る。

【児童生徒や保護者、地域等の実態】

- 知的障害特別支援学校
- 小・中・高の一貫教育
- 長崎県の南西部に位置し、五島市に分校を設置している。通学による児童生徒の居宅地域は広域である。また、近隣の知的障害児入所施設「みのり園」等からの通学生もいる。
- 近隣の小中学校や高等学校、児童生徒の居住地校との交流及び共同学習を行っている。

【道徳教育の重点目標】

- **命**：一人一人の命を大切にできる心を育てる。
- **協調**：他者と互いに協力して行動する態度を育てる。
- **社会規律**：学校や社会の決まりを守って生活する態度を育てる。

【めざす児童生徒像】

- ① 健康な心と体をつくる児童生徒
- ② 身に付けた資質・能力を活用し、主体的に行動する児童生徒
- ③ 目標をもち、学び続ける児童生徒
- ④ 自他を大切に、感性豊かで協調性のある児童生徒

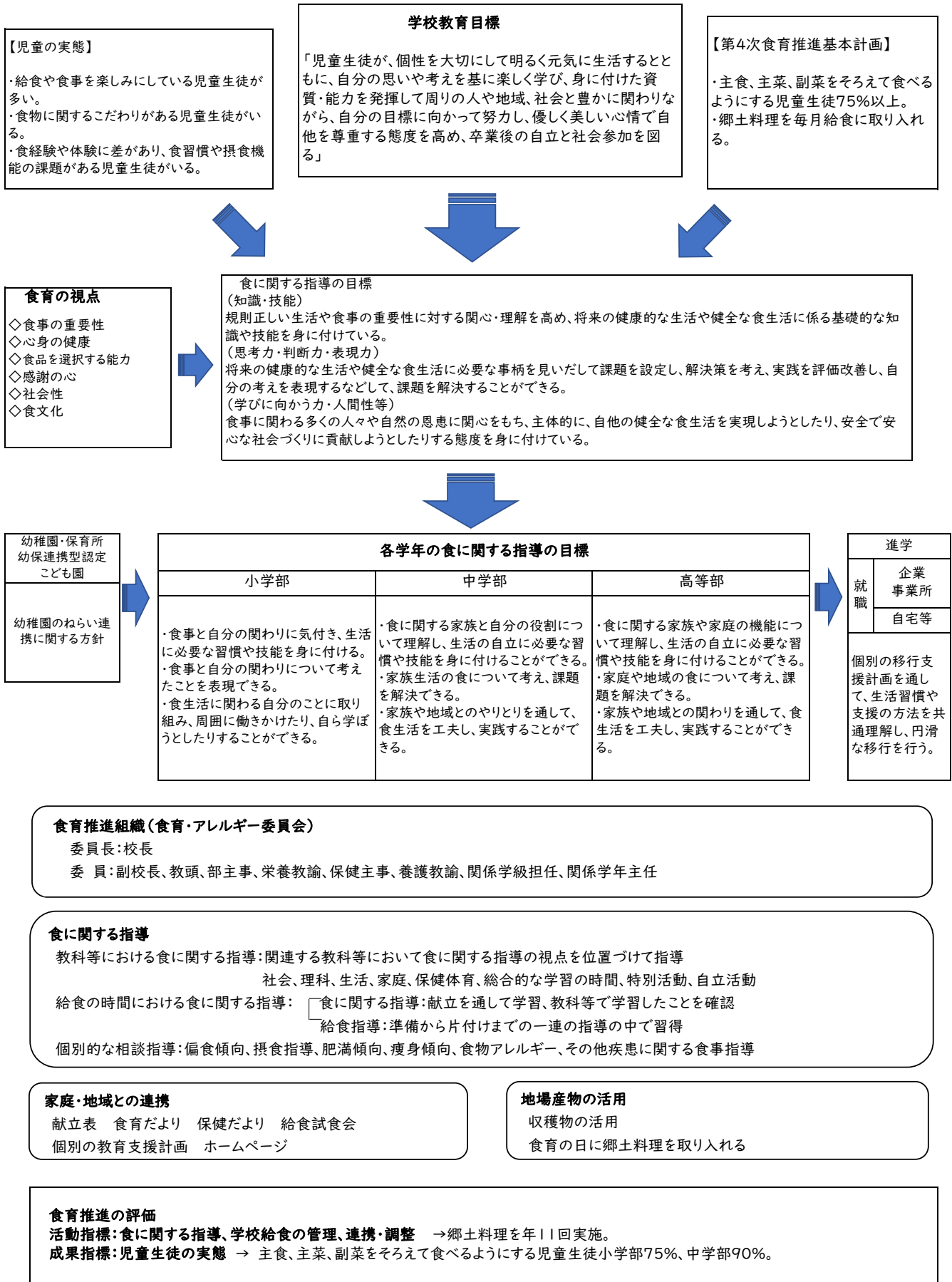
各学部の道徳教育の目標		
小学部	中学部	高等部
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の健康や安全に気を付けながら生活する態度と、身近な人を思いやる心を育てる。 ○ 友達と協力して活動したり、学級や学部の中で簡単な役割を果たしたりする態度を育てる。 ○ 学級や家庭などの決まりを知り、それらを守って生活する態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分や友達、家族などの健康や安全について考えて生活する態度と、身近な人に感謝する心を育てる。 ○ 友達や家族に思いやりをもって関わり、協力して学習したり、進んで家庭の手伝いをしたりする態度を育てる。 ○ 学校のルールを守り、社会の基本的な決まりを知り、守ろうとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生命の大切さを知り、人を思いやり、周囲に感謝する心を育てる。 ○ 周囲の人々と積極的に関わり、協力して身近な社会をよくしようとする態度を育てる。 ○ 集団の中で役割を自覚し、社会の一員として責任ある行動を取ろうとする態度を育てる。

※「特別の教科道徳」の内容は、各教科等を合わせた指導の中で指導する。
 ※児童生徒の実態に合わせ、以下の指導形態等と心の教育・人権教育の内容を関連付けて教育活動全体を通して指導する。

【国語】 言語活動、伝え合う力、表現する力を高め豊かな感性や生きる力を養う。	【体育・保健体育】 自主的に健康な生活を実践する力を養う。
【算数】【数学】 日常の事象を数理的にとらえ、筋道を立てて考える力を養う。	【職業・家庭】【職業】【家庭】 職業生活及び家庭生活に必要な知識と技能を高め、実践的な態度を養う。働く活動を通して勤労観や職業観を養い、自己の将来の生き方や進路について意識を高め、生活する力を高める。
【音楽】 音楽的表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を育む。	【図画工作】【美術】 創造活動を通して、個性を尊重し、美に感動するなど豊かな情操を育む。
【理科】 自然の仕組みや働きを理解し、自然を大切にできる態度を育てる。	【社会】 社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。
【日常生活の指導】 実際の生活の中で、基本的な生活習慣、あいさつ、決まりを守るなどの集団生活上の知識・技能を高める。	
【生活単元学習】 自立的な生活に必要な内容を実際の・総合的に学習することで、課題を処理し、問題を解決する力を養い、生活上望ましい習慣や態度を育む。	
【自立活動】 教育活動全体及び時間の指導を通して、障害に基づく生活上または学習上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識・技能・態度及び習慣を養う。また、心身の調和的発達の基礎を培い、それぞれの自立を目指す。	
【特別活動】 体験的な活動を通して、よりよい学級の生活や人間関係を築こうとする活動において実際に言動に表すとともに、集団や社会の一員としての考え方を深めたり、身に付けたりする。	
【総合的な学習の時間】【総合的な探究の時間】 自ら課題を見付け、問題解決をすることを通して、自己の生き方を考えることができるようにする。 体験的な学習を通して、生きる力を育み、個性を伸ばすようにする。 人権学習や平和学習と関連させ、自他を認め、人を愛する心を育てる。	

生徒(生活)指導	児童会・生徒会活動の充実を図り、主体的に活動する力の育成(鶴南まつりの企画、あいさつ運動の推進など)
進路指導	自己理解と将来の夢や希望の育成 地域の企業や福祉施設等での社会体験学習を通して、職業観や勤労観、社会性の育成
家庭・地域社会との連携	学校・家庭・地域の相互理解と協力体制の確立(授業参観、家庭訪問の実施、個別の教育支援計画の策定、連絡帳による情報の共有、学校だより・ホームページによる情報発信) 鶴南まつりやバザー等による地域社会を含めた交流 保護者や地域への学校公開及び児童生徒作品展の地域での開催 運動会・体育祭や鶴南まつり等を毎年実施し、学習成果を公開 長崎っ子の心を見つめる教育週間 学校周辺地域のクリーン活動での地域の老人会との協働作業
環境の整備	学校図書室の充実、読書週間の企画 学校周辺地域のクリーン活動 掲示物の工夫や児童生徒作品の展示などによる情操の育成
交流及び共同学習の推進	近隣の小中学校、高等学校との学校間交流の実施 小中学部においては居住地校交流の実施

7 食に関する指導の全体計画



令和8年度 給食目標

学期	主題	月	目 標	学 習 内 容	関連行事
一 学 期	準備と後片付け	4	給食のきまりを知ろう	○食堂、クラスのテーブル、自分の場所を覚える。 ○給食当番は、エプロン、給食帽、マスクを正しく付ける。	
		5	食器の使い方やいろいろな食べ方を覚えよう	○伝統的な和食の食器の並べ方を知る。 ○食器の種類やそれぞれの使い方があることを知る。 ○食器や食具を丁寧に扱う。 ○パンをちぎって食べること、袋を開けて食べるものなど、メニューに応じた食べ方があることを知る。	
		6	手をきれいに洗って食べよう	○正しい手洗いの仕方を知る。 ○ハンカチを携帯する。 ○手洗い後は、髪や壁などを触らず、手を清潔に保つ。	
		7	食後の後片付けをしよう	○汚れた物や口はティッシュなどで拭く。 ○自分が使った食具を片付ける。 ○テーブルや床をきれいに拭く。 ○雑巾をきれいに洗う。	
二 学 期	食べ方とマナー	9	正しい姿勢で食べよう	○背筋を伸ばし、足をそろえる。 ○肘をテーブルや机につかないで食べる。 ○よそ見しないで食べる。	給食試食会 (中学部)
		10	箸や食器を正しく使おう	○食器や食具(箸、スプーン、フォーク)の使い方を身に付ける。 ○和食の献立では、ごはん茶碗や汁椀を持って食べる。	給食試食会 (小学部)
		11	よくかんで食べよう	○一口15~30回かむようにする。 ○適切な一口の量を知る。 ○よくかんで味わって食べる。	保健集会 いい歯の日
		12	好き嫌いせずに食べよう	○食べ物のグループ(赤・黄・緑)について知る。 ○苦手なものも、少量食べてみる。 ○休みの日の食生活について知り、望ましい食生活を実践しようとする。	リクエスト給食 募集
三 学 期	食事と文化	1	感謝して食べよう	○給食の歴史を知る。 ○給食に関わる人々(生産者や調理員等)や食べ物への感謝の気持ちをもつ。 ○「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつをする。	給食集会
		2	食べ物と健康について知ろう	○食材や料理の名前を覚え、食べたいものを伝えたり、表現したりできるようになる。 ○栄養、食べ物と体の成長について考える。 ○食べ物と健康の関係について関心をもつ。	リクエスト給食
		3	いろいろな食文化について考えよう	○長崎県の食べ物や料理について知る。 ○地場産物について知る。 ○季節食や行事食、伝統的な食事の味を体験する。 ○県外や外国の食べ物や料理に関心をもつ。	リクエスト給食